滋賀県
Shiga Prefecture

資　料　提　供

（県　政）

提供年月日　：令和８年(2026 年)５月１日
部　　局　　名：県土整備部　流域政策局
所　　属　　名：河港事業室
係　　　　名：広域河川政策係
担 当 者 名：廣部、安井、植野
連絡先(内線)：077-528-4271（4271）

滋賀県水位低下連絡調整会議を廃止します

概要

琵琶湖の水位は昨年９月以降少雨により低下し、昨年 11 月 28 日には B.S.L.－63cm と大幅に水位が低下したことから、滋賀県水位低下連絡調整会議を設置し、総合的かつ一元的に連絡および調整を図り対応に当たってきましたが、その後の降雨などにより本日までに大きく回復したことから、水位低下連絡調整会議 設置要綱第２条２に基づき、本会議を本日（5 月 1 日）廃止しましたのでお知らせします。

琵琶湖水位の状況

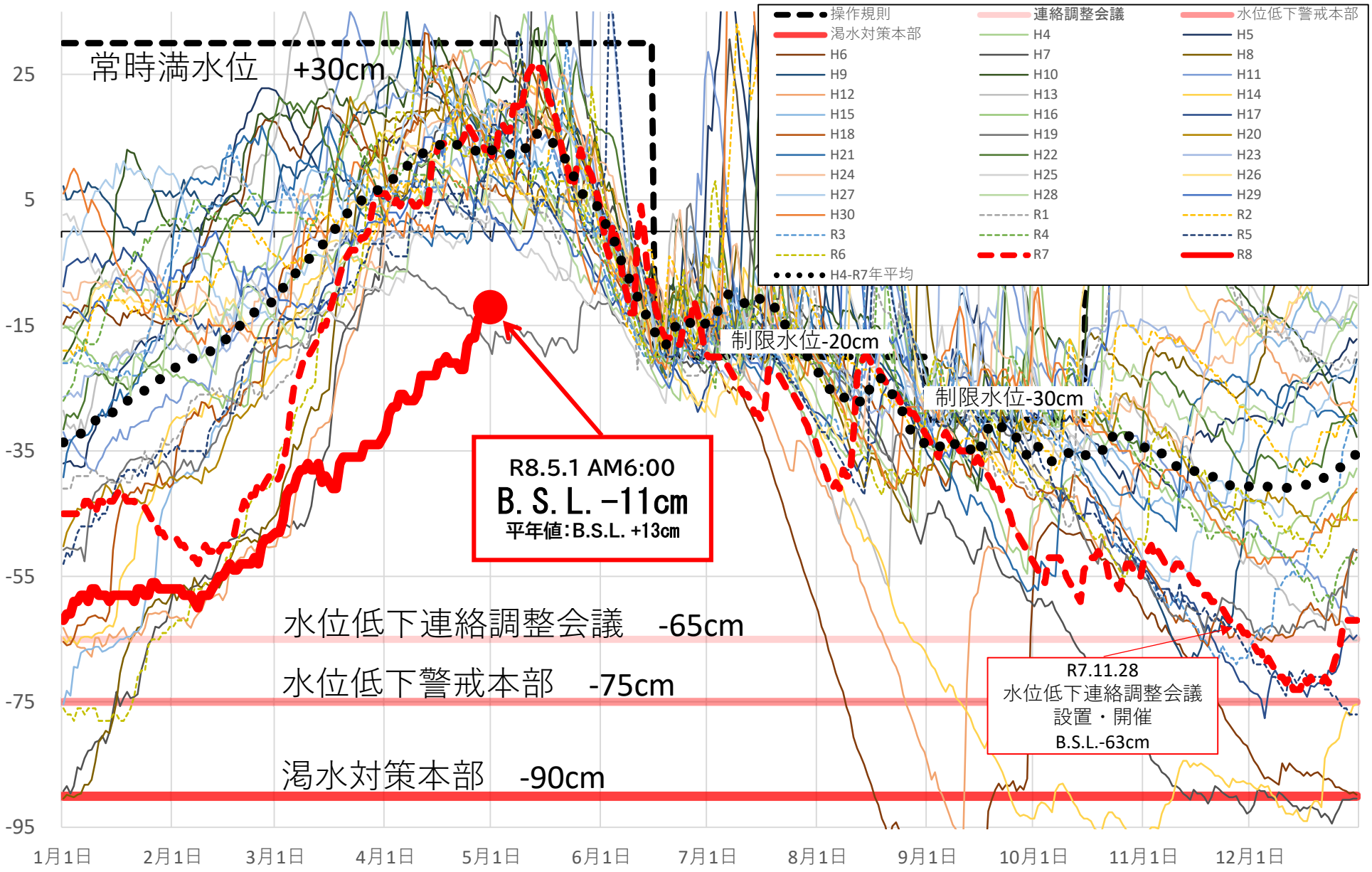
	現在の水位 （R８．５．１朝６時）	平年値 （H4～R7 平均）	今回水位低下の最低水位 （R７.12.13～15 に記録）
琵琶湖水位(B.S.L.)	－11cm	+13m	-73cm

参考

- 琵琶湖水位の状況
- 滋賀県水位低下連絡調整会議設置要綱
- 滋賀県渇水対応タイムライン（令和６年７月版）

以上

琵琶湖水位の状況【洗堰操作規則制定以降】



滋賀県水位低下連絡調整会議設置要綱

（趣旨）

第１条　琵琶湖水位の低下について、総合的かつ一元的に連絡および調整を図るため、滋賀県水位低下連絡調整会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の設置および廃止）

第２条　会議は次の場合に設置する。

（１）琵琶湖水位が B.S.L.－65cm に達し、なお水位が低下するおそれがあり、議長が必要と認めたとき

（２）その他議長が必要と認めたとき

２　会議は、水位低下による被害が発生するおそれがおおむね解消したと議長が認めたとき、または、滋賀県水位低下警戒本部が設置されたときに廃止する。

（所掌事務）

第３条　会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）水位低下に係る関係機関との連絡調整

（２）その他必要な事項

（構成）

第４条　会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

（１）議長

（２）委員

２　議長は、県土整備部長の職にある者をもって充てる。

３　議長に事故あるときは、県土整備部次長の職にある者がその職務を代行する。

４　委員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（構成員の職務）

第５条　議長は、会議の事務を統括する。

２　委員は、会議の事務の遂行に参画する。

（事務局）

第６条　第３条に規定する事務を遂行するため、県土整備部流域政策局河港事業室内に事務局を置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和６年７月 16 日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

所属	委員
知事公室	秘書課長 広報課長 防災危機管理局副局長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 市町振興課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 上下水道課長 森林政策課長 生物多様性保全課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長 産業立地課長
農政水産部	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
県土整備部	監理課長 道路保全課長 流域政策局長 河港管理室長 河港事業室長 水源地域対策室長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長 THE シガパーク推進課長
企業庁	経営課長
びわこボートレース事業庁	参事
教育委員会	教育総務課長 幼小中教育課長

滋賀県渇水対応タイムライン（令和6年7月版）

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	滋賀県の渇水時の体制とその対応	淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）			
			河川管理者（国・府・県　等）	自治体（府・県・市町村）	利水者（土地改良区・水道企業団・水道局　等）	一般家庭・事業者　等
渇水発生前 ▽-60cm程度		◆-50cm ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査） ◆-55cm ・担当者による情報共有開始	適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り	適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検	適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の整備・点検	節水 ◆節水の取り組み ・風呂（残り湯を洗濯などに利用） ・洗濯（ためすすぎ） ・歯磨き（こまめに蛇口を閉める） ・洗車（雨水の利用等） ・トイレ（水を何度も流さない） （大・小レバーの使い分け） ・節水コマの活用　等
			情報収集 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	情報収集 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	情報収集 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	
			情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等	対策検討 ◆自主節水、節水要請等の検討	
水位が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 自主節水期 ▽-90cm程度	自主的な制限（15日程度）	◆-60cm ・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望（水位低下抑制のための早急な対応） ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査） ◆-65cm ・水位低下連絡調整会議の設置（議長：土木交通部長） ・水位低下に関する庁内の連絡調整 ・「水を大切に」呼びかけ ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査） ◆-75cm ・水位低下警戒本部の設置（本部長：副知事） ・水位低下による影響調査（庁内一斉） ・県庁舎等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ（琵琶湖・淀川水系で同時） ・節水キャンペーン（琵琶湖・淀川水系で同時） ・国への要望（水位低下抑制のための早急な対応） ・水資源機構への要望（航路確保、内湖水位保持）	情報収集、体制構築 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り	情報収集、体制構築 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆水位低下連絡調整会議の開催 ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡	情報収集、体制構築 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
			情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	情報発信、啓発 ◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	対策実施 ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請（水道用水供給）	
水位の低下が進行し段階的に水利用の制限を強化している状況 渇水調整期 ▽-110cm程度 ▽-130cm程度	取水制限（20日程度）	◆-90cm程度（取水制限開始） ・渇水対策本部の設置・・・琵琶湖・淀川渇水対策会議における取水制限の取組に合わせて設置（本部長：知事） ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査（庁内一斉） ・県庁舎等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 ※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に部会を設置	情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡 適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知	情報収集、渇水対策の推進 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限（水道用水供給） ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化（バルブ制限等） ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	情報収集、対策推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
			情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	情報発信、啓発 ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン		
			渇水対策のさらなる推進 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	渇水対策のさらなる推進 ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	渇水対策のさらなる推進 ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水　番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	
水位の低下が深刻化している状況 異常渇水期 ▽-150cm	取水制限（40日程度）		情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	情報収集、渇水対策の強化 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水　再生水の緊急利用	情報収集、対策強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮
			情報発信、啓発 ◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	情報発信、啓発 ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化		

※滋賀県渇水対応タイムラインは国土交通省の「淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）」に滋賀県の渇水時の体制とその対応を加筆したものであり、淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムラインの注釈は以下の通りです。

「淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）」注釈

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画（渇水対策の項目とその時期）について、おおよその目安として示したものですが、実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況（渇水シナリオ）を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時（平成6年）の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。